



第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料が決定しました!

平成18年度から平成20年度にかけての第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料が新たに決まりました。今回の見直しでは、基準額(年額54,000円)の変更はなく、これまでと同じとなりますが、所得の低い人の負担を軽減するために段階が細分化され、所得段階が5段階から6段階に変わりました。これにより個人の保険料は、世帯の課税状況や本人の所得に応じて下表の6段階のいずれかに決まることになります。

平成18年度から平成20年度の所得段階別の介護保険料

| 段階 | 対象者 | 計算方法 | 年額保険料 (月額保険料) | (参考)15年度～ 17年度の保険料 |
|------|--|----------|---------------------|-----------------------|
| 第1段階 | ・生活保護の受給者 ・高齢福祉年金の受給者で、市町村民税世帯非課税の場合 | 基準額×0.5 | 27,000円 (2,250円) | 27,000円 (2,250円) |
| 第2段階 | ・市町村民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 | 基準額×0.5 | 27,000円 (2,250円) | 40,500円 (3,375円) |
| 第3段階 | ・市町村民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人 | 基準額×0.75 | 40,500円 (3,375円) | |
| 第4段階 | ・本人は市町村民税非課税だが、世帯の誰かが市町村民税課税の人 | 基準額 | 54,000円 (4,500円) | 54,000円 (4,500円) |
| 第5段階 | ・本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満の人 | 基準額×1.25 | 67,500円 (5,625円) | 67,500円 (5,625円) |
| 第6段階 | ・本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円を超える人 | 基準額×1.5 | 81,000円 (6,750円) | 81,000円 (6,750円) |

基準額：市町村で必要とする総介護サービス費用のうち、第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料で負担すべき分(約19%)を、市町村内に住む65歳以上の人の総数で割って算出した額です。

ここが変わりました!

所得の低い人の負担を軽減するために、改正前の第2段階をさらにきめ細かくして『第2段階』と『第3段階』に分けられました。

【改正前】

第2段階
世帯全員が
市町村民非課税

【改正後】

第2段階 市町村民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人

第3段階 市町村民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人



【問い合わせ先】 大崎町役場 福祉課 介護保険係 TEL 476 - 1111 (内線 131)